

蓮田市地域包括ケア推進代表者会議設置要綱

平成30年2月13日市長決裁  
(改正) 令和4年2月8日市長決裁

(設置)

第1条 市民が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、蓮田市地域包括ケア推進代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在宅医療・介護の連携推進に関すること。
- (2) 認知症施策の推進に関すること。
- (3) 地域ケア会議の推進に関すること。
- (4) 生活支援体制整備に関すること。
- (5) 介護予防に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(組織)

第3条 代表者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護・福祉関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 代表者会議に座長を置き、委員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故がある時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 代表者会議の会議は、座長が招集する。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 代表者会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、意見を求められたときに助言し、必要に応じて会議に出席し、代表者会議を支援するものとする。

(謝金)

第8条 代表者会議に出席または、求めた意見を提出した委員並びに顧問については、予算の範囲内で謝金を支払うことができるものとする。

(庶務)

第9条 代表者会議の庶務は、健康福祉部在宅医療介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議の運営に関し必要な事項は、座長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。